



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.38

発行：東濃西部広域行政事務組合

結婚式場トラブル

結婚式にまつわる契約は、消費者にとって「非日常」の契約であることから、契約時、その途中、式当日と様々な状況で生じる特徴的なトラブルがあります。

- ① 契約時、「割引は今日だけ」といわれ、具体的な内容も決まっていのに契約。希望を叶えると予定より高額に！
- ② 契約から実施日までの期間が長いので、予期せぬキャンセルで前金やキャンセル料によるトラブル発生。
- ③ 結婚式当日、担当者との打ち合わせ不足で、思っていた内容と違っていた。
上記のような「料金」と「打合せ不足」に関するトラブルを避けるための消費者へのアドバイスが国民生活センターのHPに紹介されています。契約する前に一読することをお勧めします。



ほんとに
こんな相談ありました



「不要になった着物を買取りますよ」と電話があり、お願いした。後日訪ねてきた業者の人は、来るなり「着物はお金にならない。指輪やネックレスはないか」とせかされ、古い指輪やブローチなどの買取契約をしてしまった。そんなつもりはなかったので返してほしい。

訪問購入も、特定商取引法の規格外対象となる取引です。

訪問販売と同様、8日間のクーリングオフ制度があります。また訪問購入では、クーリングオフ期間中であれば、購入業者に対し売却商品の引き渡しを拒むことができます。

11月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■	22件
訪問販売		0件
訪問購入	■	1件
通信販売	■■■■■■■	16件
連鎖販売		0件
電話勧誘	■■■	3件
送り付け商法		0件
無店舗販売		0件
不明	■■■■■	6件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 住民登録地の窓口

※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業 問い合わせ 23-1111(内線489)